

2020年を地域にどう活かすか ～2020年に向けて、2020年以降を見すえて～

前・内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官(現・総務省政治資金適正化委員会事務局 参事官)



羽生 雄一郎

はじめに

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会(以下本稿において「東京2020大会」という。)は、7月24日のオリンピックの開会式まで、本稿が掲載される時点で残り1,000日を切った。一方、2013年9月の開催決定後、二度にわたる都知事の交代などもあって、準備の遅れや費用の大きさなどネガティブな情報も飛び交う中、東京から離れた地域の方々の中には、自分の地元とは全く無関係な話題のように感じている方も多いかもしい。

しかし、スポーツという共通のステージを通じて感動や熱狂をもたらすオリンピック・パラリンピック、特に夏季大会は、テレビの映像等を通じて世界中の数十億の人々が見ると言われる。スポーツの祭典としての成功はもちろんのこと、世界に日本の魅力、とりわけ文化や観光資源を含めた地域の魅力を発信するとともに、東日本大震災をはじめとする近年の厳しい災害から復興した地域の姿を力強く発信していく上でも、極めて貴重な機会となるであろう。

少子高齢化の進む日本にとって、2020年は重要な節目の年となる。前回1964年の東京大会は、新幹線や首都高速道路など、現在も重要な役割を担うインフラ整備のきっかけとなった。成熟社会となって迎える東京2020大会では、インバウンド観光の拡大と定着を通じた交流人口の拡大、農林水産物の輸出拡大、心のバリアフリーの推進などが大きく進展することが期待される。地方創生などの動きと相まって、この機会を捉えて自治体も含めた関係者が集中的な取り組みを行うことにより、大きな成果が期待される。

オリンピック・パラリンピックに関して、「レガシー」という言葉がよく使われる。IOC(国際オリンピック委員会)やIPC(国際パラリンピック委員会)も良いレガシーを開催国に残すことを重視している。レガシーには「遺産」という訳語があてられることもあるが、筆者は自治体の皆さんにお話しする際には「将来への財産」と説明させて頂いている。

本稿は、「2020年を地域にどう活かし、どのような将来への財産を遺すか」といった視点から、筆者が2017年7月3日にJIAMにおいて行った講義の内容を中心に、ホストタウンの第五次登録等その後の状況を踏まえ若干の情報をアップデートしたものである。

文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

1 オリンピック・パラリンピックにおける政府の役割と内閣官房オリパラ事務局について

東京2020大会開催の主体は開催都市である東京都であり、その実行・準備のための組織として東京2020組織委員会(会長:森喜朗元内閣総理大臣)がある。

一方、政府においても、2015年に成立したいわゆるオリパラ特措法(「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」)に基づき、安倍晋三内閣総理大臣を本部長とするオリパラ推進本部(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部)が2015年6月25日に発足しており、各府省庁や民間企業の出身者から成る事務局が同時に設置されている。

また、オリパラ大会関連施策の立案と実行

にあたっての政府としての基本的な考え方、施策の方向を明らかにするものとして、2015年11月27日には「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下本稿において「オリパラ基本方針」という。）を閣議決定している。

2 「オリパラ基本方針」の概要と地方自治体との関係

(1) 基本的考え方

オリパラ基本方針では、「基本的考え方」として、次の4点を掲げている。特に、下線を付した①②は自治体の皆さんにとっても関連が深い部分と言うことができる。

① 国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」

大会の効果が被災地を含む日本全体に波及し、国民全体に参加意識が醸成されるよう努める。

② 次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信

高齢化社会、環境・エネルギー問題等多くの先進国に共通する課題を踏まえ、有形・無形の遺産（レガシー）を創出し、日本が持つ力を世界に発信する。

③ 関係機関との密接な連携の推進

組織委、東京都、会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。

④ 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

オープンなプロセスにより意思決定を行うとともに、施策に要するコストをできる限り抑制する。

(2) 大会を通じた新しい日本の創造

また、「大会を通じた新しい日本の創造」として、次のような具体的な施策を掲げている。ここに掲げられた施策は、いずれも自治体に関係が深く、自治体の積極的な協力なしには実現しえないものもたくさん含まれていることから、ぜひ注目して頂きたい。

<被災地の復興>

被災地を駆け抜ける聖火リレー、被災地での大会イベントの開催、事前キャンプの実施、被災地の子どもたちの大会への招待を進める。

被災地における取り組みを世界に伝えていくことを通じ風評被害を払しょくし、着実な復興につなげる。

<地域活性化（ホストタウンの推進）>

大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げる。

<技術力の発信>

大会をイノベーションの牽引役と捉え、日本の強みである技術（水素社会構築に向けた環境・エネルギー技術、自動走行、ロボット技術、高精度衛星測位技術）をショーケース化し、世界に発信する。

<外国人旅行者の訪日促進>

2016年のリオ大会後、次期開催国として注目される期間に、訪日プロモーションを推進する。

<日本文化の魅力の発信>

大会は文化の祭典でもある。

多様な日本文化（伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、和装、花、木材等を活用した日本らしい建築等）を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、日本文化の魅力を世界に発信する。

<スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現>

2020年に向けて、地域におけるスポーツの振興などの多様なスポーツの機会確保のための環境の整備等に取り組む。

<大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止>

健康増進の観点に加え、近年のオリパラ大会における受動喫煙法規制の整備状況を

踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する。

<ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー>
 全国展開を見据えつつ、東京において、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備する。

3 ホストタウンの推進

前記2(2)で紹介した具体的施策の中でも、自治体の主体的な取り組みが特に期待されるのがホストタウンの推進である。

(1) ホストタウンとは

ホストタウンとは、東京2020大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を、政府で支援する仕組みである。

定義・要件は次の1のとおりである。

1. 以下の取組みを行う地方公共団体を、ホストタウンとして登録する。

① 住民等と次に掲げる者との交流 ※

- － 大会等に参加するために来日する選手等
- － 大会参加国・地域の関係者
- － 日本人オリンピック・パラリンピアン

② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの

2. 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。

3. 関係府省庁は、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンの取組みを支援する。

※ 1①の3つの交流については、いずれにも取り組むことが要件である。

3の支援の具体的な内容であるが、登録されたホストタウンに対しては、関係府省庁により、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、政策情報の提供等を通じ支援が行われる。

財政措置の例として、地方財政支援には次のようなものがあり、いずれも平成28年度から措置されている。

- 特別交付税

- － 大会関係者との交流に要する経費などについて、自治体負担に係る一般財源の2分の1を措置

- 地方債（地域活性化事業債）

- － 事前合宿に活用する既存スポーツ施設の改修に要する経費を対象

- － いわゆるIF基準（各競技の国際競技連盟基準）に適合させるために必要不可欠な改修事業

- － 起債充当率 90%

- － 元利償還金に対する普通交付税措置率 30%

ホストタウンは2016年1月の第一次登録以降、2017年12月11日の第五次登録まで、5回にわたる登録を行ってきている。この第五次登録の時点でホストタウンは211件となり、複数の自治体で共同しての登録があるため、関係する自治体の数では282となっている。

一方、相手国・地域を見ると現状では82の国・地域に留まっており、欧米やアジアなど一部の国・地域に集中する傾向が見られる。

これには様々な要因があり、①そもそもこれらの地域とは姉妹都市交流等を通じた長い交流が継続している例が多い、②スポーツの面でも強豪国が比較的多く、誘致側にとって魅力的であることに加え、東京2020大会に向けた相手国側の準備も比較的着手が早い、といったことなどがある。

しかし、オリンピックには200を超える国・地域が参加することに加え、夏季大会は競技の数も多いことから、狙いとする相手国が定まっていない自治体においても、諦めるのは時期尚早である。都道府県はもちろん、内閣官房オリパラ事務局では外務省とも連携し支援を行っている。また、内閣官房では地域がそれぞれの特性を活かした多様な取り組みが可能となるよう、新たに「復興『ありがとう』ホストタウン」や「共生社会ホストタウン」をスタートさせているので、特に市町村は遠慮せず相談されることをお勧めしたい。

次に、表1をご覧頂きたい。

予選の結果等により東京2020大会の参加国や地域数は変わってくることになるが、最

表1 過去の大規模大会等との比較

大規模大会		参加国・地域数	参加選手数	競技・種目数
1964東京大会	オリンピック	93	約5,100人	20競技・163種目
	パラリンピック	21	約370人	9競技・144種目
1998冬期長野大会	オリンピック	72	約2,200人	7競技・68種目
	パラリンピック	32	約600人	5競技・34種目
2002FIFAワールドカップ・サッカー		32	736人 (32ヶ国・地域×23人)	1競技
2019ラグビーワールドカップ		20	620人 (20ヶ国・地域×31人)	1競技
2020東京大会	オリンピック	予選結果等による ※205	11,090人 ※約11,000人	33競技・339種目 ※28競技・306種目
	パラリンピック	予選結果等による ※159	未定 ※約4,350人	22競技 ※22競技・528種目

参加国・地域数においてオリンピックとの差を縮め、過去最多を目指す

※は2016リオデジャネイロ大会（参考）

- ・事前合宿等に向けた動きは、一部の強豪国・先進国を除けば、リオ大会が終わった2017年からようやく本格化しつつある段階。
- ・2018年秋には、ANOC（国内オリンピック委員会連合）の総会が東京で開催予定。

近では200を超える国・地域が参加しているオリンピックに加え、日本政府として過去最高の参加国・地域数を目指しているパラリンピックなど、参加国・地域は多様なものとなる。また、選手もオリ・パラを合わせ約15,000人以上が日本を訪れることになる。

読者の皆さんの記憶にも新しいであろう1998年冬季長野大会、2002年のFIFAワールドカップ大会や、1964年の前回東京大会など過去の大規模な国際スポーツ大会と比較してみても、最近の夏季オリンピック・パラリンピック大会の規模の大きさを実感して頂くことができるであろう。

しかも、前回大会以降に生まれた世代にとっては、日本で夏季大会を経験できるのは今回限り、一生に一度という可能性も高い。この機会にホストタウンの仕組みを活かして、海外との交流の機会を作ること、将来の世代に貴重な経験をもたらすものとなる。日本を代表するアスリートを目指すだけでなく、ホストタウンの交流を通じて語学の勉強や海外での活躍に夢を持つ子どもが出てくるかもしれない。一方、子どもたちは自ら住む場所を選ぶことはできない。2年後に近隣の自治体

で実際に交流が行われているのをホストタウンでない地域の子どもたちが羨ましく見つめるだけというのは気の毒であろう。自治体職員の皆さんの奮起に期待したい。

ホストタウンについては以上であるが、以降、自治体の皆さんにぜひ活用頂きたい施策についていくつかご紹介する。紙幅の都合上、簡易な説明に留まることをご容赦願いたい。

4 beyond2020プログラムを通じた文化の発信

(1) beyond2020プログラムとは

2020年は、文化プログラムを通じて日本の

beyond2020プログラムのロゴマーク



魅力を発信する絶好の機会である。

このため、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開することとしており、内閣官房では2017年1月にロゴマークを発表し、認証を開始した。

(2) 認証対象や認証要件について

認証の対象となるのは公的機関のほか、民間事業者、その他任意団体等幅広い方が実施する事業・活動であり、営利、非営利を問わない。認証機関は内閣官房オリパラ事務局に加えて都道府県等としており、現在順次拡大中である。

東京2020組織委員会が推進するいわゆる公認プログラム・応援プログラムに比べ、公式エンブレム等が使えない反面、要件が緩やかで、営利企業も含めた様々な主体に参加頂ける仕組みとなっている（表2参照）。

認証事業は次の2つの要件を満たしていれば良い。

①日本文化の魅力を発信する事業・活動であること

※日本文化とは、伝統的な芸術からクールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、和食などの食文化、祭りや伝統的工芸品など、多様なものを含む。

②多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動

- ・ 障害者にとってのバリアを取り除く取り組み
- ・ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取り組み

①の要件を満たす資産は地域にたくさんあるはずであり、それに②の取り組みを加えれば良い。例えば、地域伝統の夏祭りに障害者や外国人も参加しやすい仕組みを設ける、といった工夫を加えることで要件を満たすことができるのである。

(3) beyond2020の取り組みで何が変わるか

beyond2020プログラムの認証事業は2017年12月8日時点の全国計で2,432件となっている。

これらの事業は、beyond2020の名のとおり、2020年だけでなくその後につながる取り組み

表2 文化プログラムの推進に向けた取り組み一覧

		文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議	大会組織委員会	
プログラム		beyond2020プログラム	東京2020公認文化オリンピアド	東京2020応援文化オリンピアド
ロゴマーク				
説明		2020年以降を見据えレガシー創出に資する文化プログラム	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム	
ポイント		営利・非営利団体を問わず幅広い団体の事業・活動の申請が可能	東京大会の主なステークホルダー（スポンサー、会場関連自治体など）を中心に展開	東京大会のステークホルダー以外の自治体や非営利団体を中心に全国で広く展開
オリンピック・パラリンピックの文言使用		※1	○	○
イベント・事業実施主体	スポンサー企業	○	○	
	国	○	○	
	開催都市（東京都）	○	○	
	会場所在地方自治体	○	○	
	上記以外地方自治体	○		○
	非営利団体（NPO、NGO等）	○		○
スポンサー企業	○			

※1：beyond2020プログラムの認証により、オリンピック・パラリンピックの文言使用が許諾されるものではありません。

とすることこそ意義がある。

認証の取得やイベントの成功だけを目的とするのではなく、認証の取得を通じて地域の関係者が連携を強め、それぞれの地域の魅力を再確認できるところに意義があるのではなかろうか。また、前記(2)の認証要件②を満たす取り組みを進める中で、気付いてみれば障害者や外国人に優しい受け入れ体制の構築につながることを期待される。これが観光等の受け皿充実といった形で将来へのレガシーにつながるであろうことは言うまでもない。

5 日本の食文化の発信について

東京2020大会に向けては、日本の食文化発信等に係る取り組みも重要である。

(1) 東京2020大会における食材調達基準

2016年5月、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備した。

また、東京2020組織委員会は、大会関係施

設での飲食提供に使用する食材の調達基準を2017年3月24日に策定するとともに、大会関係施設における飲食提供の各種配慮や取り組みについては「飲食提供基本戦略」を2017年度内に策定予定である。

国際的なスポーツ大会である以上、一定の公正なルールに基づき調達を行う必要があるが、そのルールには一定の客観的な認証が得られていることが含まれる。

(2) 現時点での課題

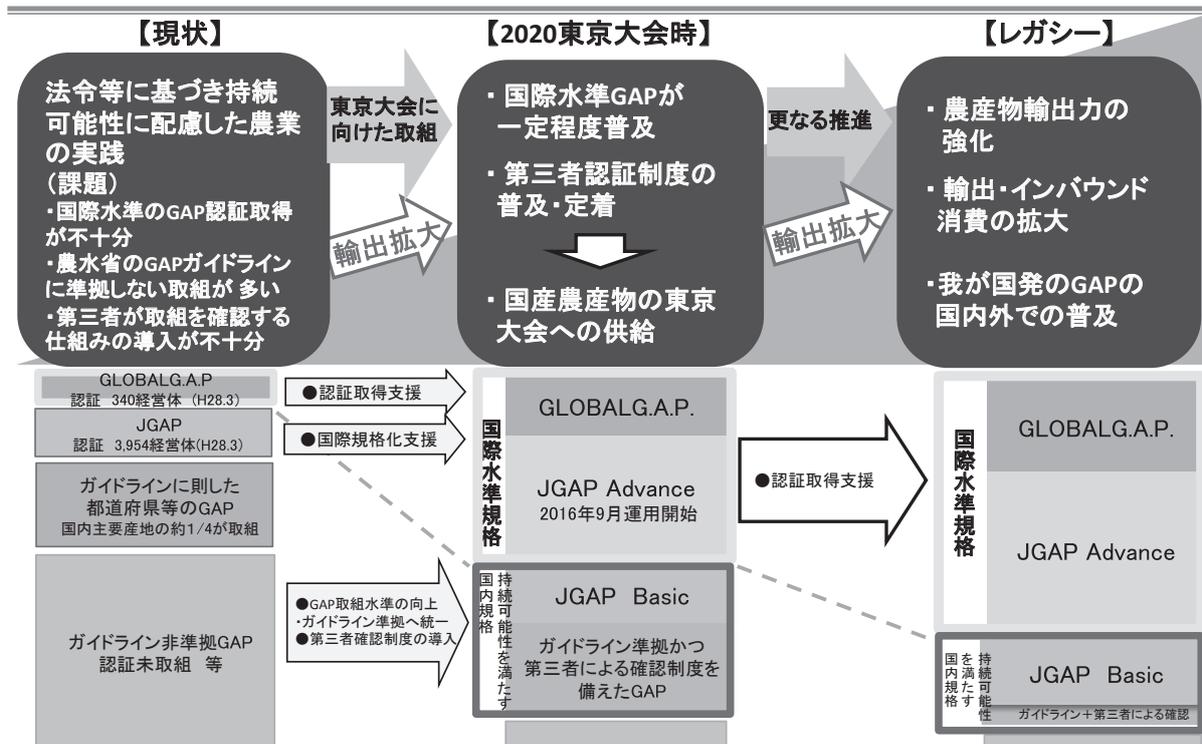
上記の調達基準の策定前後において、各種メディアに「東京大会に日本の食材が提供できないのでは?」といった趣旨の記事が散見された。

これは、国内の各経営主体が国内法令等に基づき持続可能性に配慮した農業や漁業を実践される一方、国際水準のGAP認証取得は不十分で、農林水産省のGAPガイドラインに準拠しない取り組みが多いなど、第三者が取り組みを確認する仕組みの導入が不十分という課題があるためである。

(3) 2020年に向けた期待

東京2020大会までには、国際水準GAPをより広く普及させるとともに、第三者認証制度

資料1 調達基準案への対応（農産物の例）



出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁連絡会議(第2回) (平成28年12月12日開催)配布資料(農林水産省作成)抜粋

を普及・定着させることを通じて、国産農産物等を大会においても着実に供給することが期待される（農産物の例について、資料1を参考にされたい。畜産物・水産物についても同様である）。

こうした動きが広まることで、単に東京2020大会に国産の食材を使うという短期的な目的に留まらず、地域のおいしくて安全な農産物等の輸出力を強化するとともに、縮小する国内市場や担い手不足による農林水産業の衰退という負のスパイラルからの脱却につながることを期待される。

6 ユニバーサルデザイン2020行動計画

2016年2月、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議が設置され、様々な障害者団体（18団体）等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策の検討が総合的に進められてきた。

2017年2月には、障害者団体（9団体）の出席を得て、安倍総理も出席の下、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定されている（資料2参照）。

資料2 ユニバーサルデザイン2020 行動計画の概要

1. 共通の認識

- ・2020年のパラリンピックは、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開すべき
- ・「障害の社会モデル[※]」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を進めるべき

2. 政策立案段階からの障害者参画施策

- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること

3. 主な具体的施策

「心のバリアフリー」

- ・2020年度からの学習指導要領改訂を通じ、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ・来年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- ・全国で障害者等を支援する意思を持つ人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設

ユニバーサルデザインの街づくり

- ・来年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- ・今年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正
- ※バリアフリー法を含む関係施策について、来年度中に検討等を行う等により、そのスパイラルアップを図る。

4. 2020年に向けた実行性担保のための継続的な方策

- ・2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保

※「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

「ユニバーサルデザインの街づくり」「心のバリアフリー」いずれの施策を進める上でも地方公共団体の役割は極めて重要なものとなる。内閣官房ではオリンピック・パラリンピック等経済界協議会とも連携し、障害者団体等の意見を取り入れ、「心のバリアフリー」推進に向けた汎用性のある研修プログラムも策定している（本稿末尾に掲載のHPを参照）。

パラリンピック大会の開催が地域にとってのレガシーとなるよう、自治体の皆さんの取り組みに大いに期待したい。

7 終わりに～2020年を最大限に活かすために～

最後に、内閣官房オリパラ事務局が実施した「平成28年度ホストタウン推進調査」において判明した先行自治体の意見の概要を紹介する。2020年を活かしたいが、どうすれば自治体の内外からの協力が得られるのか悩んでいる皆さんにとってはとりわけ示唆に富んだ内容だと思うので、ぜひ参考にして頂きたい。ホストタウンに限らず、本稿で紹介したいずれの取り組みも一過性の取り組みとせず、継続的な地域づくりにつなげていくことが望まれる（詳細は下記HPを参照頂きたい）。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/pdf/h29houkoku.pdf

(1) ホストタウン事業を「契機」とした地域づくり・まちづくりの推進こそ重要

＊オリンピック大会・パラリンピック大会を地域の総力を結集する契機とすべき

- 個々のイベントの成功を最終目的とするのではなく、中長期的な地域づくり・まちづくりのビジョン実現に向けて地域のさまざまな主体を結集し、強力な推進力を発揮させるための契機として、ホストタウン事業やオリンピック大会・パラリンピック大会を最大限活用すべき。

＊一過性の取り組みとせず、継続的な地域づくり・まちづくりにつなげていくことが重要

- ホストタウン事業を単発の事業に終わらせず、中長期的な取り組みとして継続していくべき。

(2) 推進体制の構築が事業推進のカギ

＊「地方自治体における推進力強化」→ 横断的な推進体制の構築が重要

- 多様な分野に関係するホストタウン事業の推進にあたって、首長の理解のもと、庁内横断的な推進態勢を構築すべき。

＊「パラリンピアンとの交流」→ 専門性を有する関係団体との連携が重要

- 障がい者スポーツの体験事業等の実施にあたって、専門知識・ノウハウを持つ障がい者スポーツ協会や各種競技団体、指導者協議会等の協力を得るべき。

＊「地域の魅力発信」→ 外国人目線での取り組み、既存のネットワークのフル活用が重要

- 外国人による魅力発信を通じて訴求力を向上させるには、JETプログラム等の国際交流員、留学生など外国人目線での「気づき」を得ることが重要。姉妹都市、担当職員の渡航経験、JICAボランティアの活用等、既存のさまざまなネットワークも最大限活用して、大学や国際交流団体等との連携体制を構築すべき。

＊「地場産品等の売込み」→ 官民連携の推

進・深化が重要

- 民間は販路開拓、自治体は国際交流推進といった形で、官民の適切な役割分担を図りつつ、官民連携を推進・深化すべき。

＊「地域住民の巻き込み」→ 参加型交流イベント等の実施が重要

- 体験型イベント、事前合宿中の交流イベント等、地域住民の関心を高めるイベント等の機会を積極的・継続的に設けていくべき。

《以下参考》

以上の情報についてより詳しい情報をお求めの方は次の内閣官房オリパラ事務局のHPを参考にされたい。

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部について

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/index.html>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/

○オリパラ基本方針について

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/index.html#c014>

○ホストタウンについて

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/index.html

○beyond2020について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/index.html

○日本の食文化の発信について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/shokubunka/index.html

○ユニバーサルデザイン2020行動計画について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/index.html

○「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムについて

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html

著者略歴

羽生 雄一郎 (はにゅう・ゆういちろう)

1991年自治省（現総務省）入省。自治体では京都府、高知県、福岡県に勤務したほか、外務省出向（在サン・フランシスコ総領事館領事）も経験。2012年1月から（一財）自治体国際化協会ロンドン事務所長。2014年7月に帰国後、内閣府地方分権改革推進室参事官を経て、2015年7月から内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官としてホストタウンの推進などオリパラを通じた地域活性化を担当。2017年7月から総務省政治資金適正化委員会事務局参事官。

2020年を地域にどう活かすか
2020年以降を見すえて

特集／研修紹介